

平成22年分 青色申告決算等説明会のお知らせ

税務署では、所得税の青色申告決算等説明会を開催します。

なお、所得税の青色申告決算書は、所得税の確定申告書に同封し、1月下旬に発送する予定です。

平成22年分 青色申告決算等説明会 日程

対象	開催日時	会場
事業・不動産所得関係	12月2日(木) 午前10時～正午	アミューズメント佐渡 1階 はまなすホール (佐渡市中原234-1)
	12月3日(金) 午前10時～正午	
農業所得関係	12月2日(木) 午後2時～4時	
	12月3日(金) 午後2時～4時	

講師は、税務署職員および税務署が依頼した税理士が行います。

また、給与等の支払いがある方は、年末調整関係書類が年内に発送されますが、書類に同封される日程表は、今回ご案内する説明会とは異なり、年末調整関係のみの説明会日程ですのでご注意ください。

※平成21年分の所得税・消費税確定申告書を次の方法により作成し提出した方には、申告書・決算書等が送付されませんのでご注意ください。

- ① 確定申告書等作成コーナー(国税庁ホームページ)にて作成した方
- ② 確定申告会場(アミューズメント佐渡)でパソコンにて作成した方
- ③ eTaxソフトにて作成した方等

お問い合わせ

佐渡税務署 個人課税部門

☎74-3276

(自動音声案内「2」を選択してください)

【消費税の届出はお済みですか?】

個人事業者の方で、新たに課税事業者(消費税の申告・納付が必要な方)となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書」の提出が必要です。

●簡易課税制度

基準期間(前々年)における課税売上高が5000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。この制度を平成23年分から適用して申告する方は、平成22年12月31日(金)までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

この制度を選択した場合、事業を廃止した場合を除き、2年間以上継続した後でなければ選択をやめることはできません。



この制度は、「みなし仕入率」により納付税額を計算しますので、多額の設備投資を行った場合などで一般課税(簡易課税制度を選択しなかった場合)により計算すれば還付となる場合であっても、消費税の還付を受けることはできませんのでご注意ください。各種届出書は、eTaxでも提出できます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧いただくか、電話相談センターへお問い合わせください。電話相談センターのご利用は、税務署(☎74-3276)にお電話いただき、自動音声に従って番号「1」を選択してください。

お問い合わせ

佐渡税務署 個人課税部門

☎74-3276

(自動音声案内「2」を選択してください)